松阪安衛月報

７月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

7月は、墜落防止強調月間です。

～作業場所のリスクを低減しましょう～

リーフレットはこちら

暑い日が続きますが体調管理はいかがでしょうか？

「墜落・転落」による労働災害は、建設業、運輸業を中心に各業種を通じて多発するとともに、他の労働災害に比べて被災による**重篤度が高く**なっています。そのため、三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。各項目をチェックして、作業場所の墜落によるリスクの低減を図りましょう。

○足場や作業床等からの墜落防止　✓チェックポイント

□①足場設置のための幅が1ｍ以上確保できる箇所には、本足場を使用

□②足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置

□③足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置

□④作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置

□⑤墜落制止用器具は、フルハーネス型安全帯等高さに応じた物を使用

□⑥墜落制止用器具を使用するための親綱を必要に応じて設置

□⑦足場の点検者を指名し、床材や手すり等の点検・補修を行い、氏名と結果を保存

□⑧組立・解体の作業手順を周知

□⑨新規入場者教育等必要な安全衛生教育を実施

足場の点検表はこちら

○はしご・脚立等から墜落防止　✓チェックポイント

□①はしごの上部・下部を固定する。
※(固定できない時は、他者が支える)

□②はしごの上端を上端床から60cm以上突出させる。

□③はしごの立て掛け角度を75度程度確保する。

□④はしご、脚立から身体を乗り出さない。

□⑤はしご、脚立の昇降時には手に荷物を持たない。

□⑥脚立の天板に乗って作業をしない。

□⑦移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止する。

□⑧階段付近は十分な明るさを確保し、足元が見える状態で昇降する。

なお、ご紹介したのは一例です。各項目以外であっても、必要な事項があれば、チェック項目に加えて実施してください。

全国安全週間が実施されました。

～7月1日から7月7日まで～

「危険に気づくあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全」をスローガンに実施されました。

松阪労働基準監督署では、7月1日に松阪労働基準協会と合同で、管内の事業場の巡回広報を実施しました。

本年は、「トライス株式会社」と「株式会社オオコーチ」を訪問し、労働災害の発生状況や安全衛生活動等の事例発表が行われ、積極的な意見交換等有益な時間となりました。

第４回「はたらく人」のイラスト大募集♬

イラストを見(み)たひと(「はたらくひと」)が、今日もケガなく一日安全に働こうと思えるイラストを募集しています。

応募資格

以下のいずれの条件も満たす方

ア　未就学児であること。

イ　アの保護者の勤務先事業場が松阪市又は多気郡にあり、勤務先事業場が本コンテストへの応募に賛同していること（勤務先事業場が下記各協会の非会員でも可）。

【応募締切】

令和６年９月６日（金）必着

【応募先】松阪労働基準協会

〒五一五—〇八一四　松阪市久保田町一七三—八

受付時間：平日午前９時から午後４時まで

応募要項の詳細、応募用紙のダウンロードは、三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」

詳細はこちら⇒

機械災害防止、リスクアセスメント研修会の開催

動力機械及びコンベア等を起因物とする「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」による災害を防止するため、リスクアセスメントを実施するための演習を中心とした研修会を開催します

日時　令和６年８月27日（火）午後１時30分～午後４時30分

場所　松阪合同庁舎１階大会議室（松阪市高町四九三—六）

申し込みはこちら→

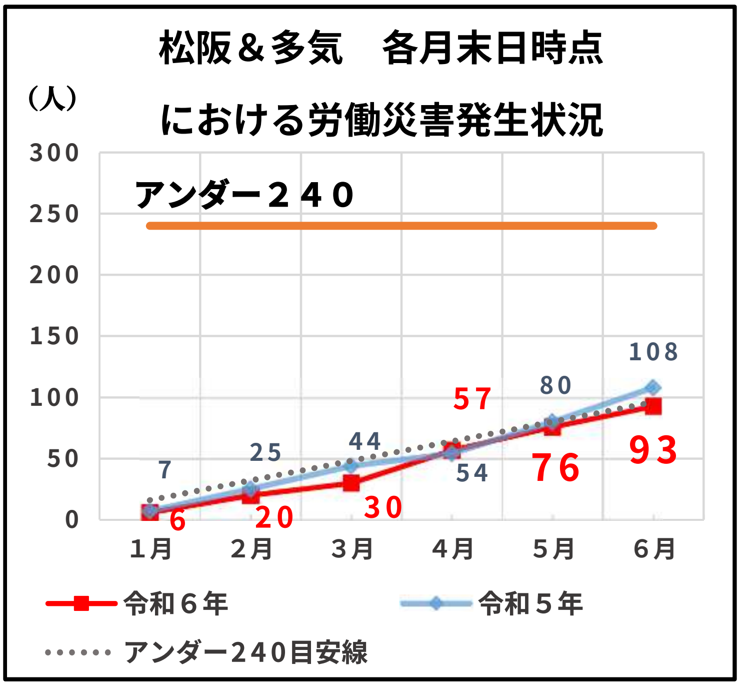

第３回「はたらくひと」応募イラスト紹介

▶身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト（共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会）を、松阪・多気地区の未就学児から募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、応募作品を紹介しています。